

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 125 号	令和 2 年度盛岡市一般会計補正予算 (第 8 号)	1
議案第 126 号	令和 2 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算 (第 1 号)	9
議案第 127 号	令和 2 年度盛岡市水道事業会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 128 号	令和 2 年度盛岡市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 129 号	令和 2 年度盛岡市病院事業会計補正予算 (第 4 号)	別冊
議案第 130 号	盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	11
議案第 131 号	盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例等の一部を改正する条例について	12
議案第 132 号	盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について	14
議案第 133 号	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例及び盛岡市家庭的 保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例につ いて	15
議案第 134 号	盛岡市球技場条例の一部を改正する条例について	16
議案第 135 号	盛岡市市営住宅等の管理を行う指定管理者の指定について	18
議案第 136 号	石川啄木記念館の管理を行う指定管理者の指定について	19
議案第 137 号	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について	20
議案第 138 号	盛岡バスセンター整備事業の施工に関する実施協定の締結について	21
議案第 139 号	(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の締結につい て	22
議案第 140 号	議決の変更について	23
議案第 141 号	市道の路線の認定, 廃止及び変更について	24
議案第 142 号	専決処分につき承認を求めることについて	28

議案第 125 号

令和 2 年度盛岡市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 2 年度盛岡市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 225,354 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 150,667,546 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 2 年 12 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	55,305,111	191,343	55,496,454
	1 国庫負担金	17,050,667	3,680	17,054,347
	2 国庫補助金	38,186,292	189,111	38,375,403
	3 委託金	68,152	△1,448	66,704
17	県支出金	9,066,166	△126,976	8,939,190
	2 県補助金	2,425,738	△126,790	2,298,948
	3 委託金	887,377	△186	887,191
18	財産収入	464,640	128,855	593,495
	1 財産運用収入	161,186	2,535	163,721
	2 財産売却収入	303,454	126,320	429,774
20	繰入金	3,301,968	18,624	3,320,592
	2 基金繰入金	2,717,777	18,624	2,736,401
22	諸収入	1,782,196	8,008	1,790,204
	6 雑入	1,238,395	8,008	1,246,403
23	市債	11,754,276	5,500	11,759,776
	1 市債	11,754,276	5,500	11,759,776
歳入合計		150,442,192	225,354	150,667,546

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	40,933,766	△275	40,933,491
	1 総務管理費	38,712,915	△416	38,712,499
	2 徴税费	1,080,464	141	1,080,605
3	民生費	48,732,260	46,467	48,778,727
	1 社会福祉費	18,447,616	48,056	18,495,672
	2 児童福祉費	22,463,382	△1,258	22,462,124
	3 生活保護費	7,821,262	△331	7,820,931
4	衛生費	8,805,809	328,915	9,134,724
	2 清掃費	4,083,828	△1,895	4,081,933
	3 保健所費	2,435,023	330,810	2,765,833
5	労働費	383,660	△3,346	380,314
	1 労働諸費	383,660	△3,346	380,314
6	農林費	2,720,215	9,400	2,729,615
	1 農業費	2,301,186	1,744	2,302,930
	2 林業費	419,029	7,656	426,685
7	商工費	4,354,281	△395,793	3,958,488
	1 商工費	4,354,281	△395,793	3,958,488
8	土木費	16,700,842	121,708	16,822,550
	4 都市計画費	9,755,306	121,708	9,877,014
9	消防費	4,788,023	△134	4,787,889
	1 消防費	4,788,023	△134	4,787,889
10	教育費	9,885,698	63,681	9,949,379
	1 教育総務費	953,759	△101	953,658
	2 小学校費	4,070,677	9,380	4,080,057
	3 中学校費	1,835,362	3,710	1,839,072
	4 高等学校費	736,493	△1,253	735,240

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	6 社会教育費	1,769,811	51,945	1,821,756
11	災害復旧費	1	54,731	54,732
	1 公共土木施設災害復旧費	1	13,927	13,928
	2 農林業施設災害復旧費	0	36,250	36,250
	3 その他公共施設・公用施設災害復旧費	0	4,554	4,554
	歳 出 合 計	150,442,192	225,354	150,667,546

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	2 林業施設 災害復旧費	林業施設災害復旧事業	15,400
	3 その他公共施設・ 公用施設 災害復旧費	商工施設災害復旧事業	4,554

第 3 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎・愛宕町分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	44,015
保健所建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	19,937
若園町分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	5,980
内丸分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	4,672
都南分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	8,616
玉山分庁舎建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	11,589
クリーンセンター建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	5,155
就業改善センター等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	4,092
図書館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	5,199
都南図書館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	9,755
中央公民館等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	8,968
松園地区公民館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	8,911
上田公民館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	8,203
西部公民館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	5,651

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
玉山地区公民館等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和3年度	2,214
遺跡の学び館建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和3年度	5,245
本庁舎等警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和3年度	37,092
保健所警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和3年度	5,325
都南分庁舎警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和3年度	8,648
玉山分庁舎警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和3年度	16,648
就業改善センター等警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和3年度	3,658
上田公民館警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和3年度	2,920
玉山地区公民館等警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	自 令和2年度 至 令和3年度	3,658

第4表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
地方道路等整備事業債	2,599,200	2,582,200	借入先 財務省, 銀行及びその他 借入方法 証書借 入又は証券発行 借入時期 令和2 年度 ただし、財政 の都合等により 起債金額の全部 又は一部を翌年 度に繰り延べて 起債することが できる。	年 4.0%以 内 (ただし、 利率見直し 方法で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金その 他借入先の融資 条件による。 ただし、財政 又は借入先の都 合並びに金融の 状態により繰り 上げ償還し、又 は償還年限を短 縮し若しくは低 利に借換えする ことができる。
農業用施設 災害復旧事業債	0	4,900			
林道災害復旧事業債	0	10,000			
道路橋りょう 災害復旧事業債	0	4,300			
河川災害復旧事業債	0	3,300			
計	11,754,276	11,759,776			

議案第 126 号

令和 2 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

令和 2 年 12 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第 1 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中央卸売市場建物清掃業務に必要とする 経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	10,893
中央卸売市場警備業務に必要とする経費 についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	23,334
中央卸売市場施設管理業務に必要とする 経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	80,545

令和 2 年度盛岡市水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総 則）

第 1 条 令和 2 年度盛岡市水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 令和 2 年度盛岡市水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
浄水場等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	10,362 千円
上下水道局本庁舎等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	9,761 千円
新庄浄水場警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	12,197 千円
沢田浄水場運転管理業務委託に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 7 年度	318,208 千円

令和 2 年 12 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

債務負担行為に関する調書（補正第3号）

（単位 千円）

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国 庫 補助金	損益勘定 留保資金	その他
1 浄水場等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和2年度分）	10,362			自 令和2年度 至 令和3年度	10,362				10,362
2 上下水道局本庁舎等建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 （令和2年度分）	9,761			自 令和2年度 至 令和3年度	9,761				9,761
3 新庄浄水場警備業務に必要とする経費についての債務負担 （令和2年度分）	12,197			自 令和2年度 至 令和3年度	12,197				12,197
4 沢田浄水場運転管理業務委託に必要とする経費についての債務負担 （令和2年度分）	318,208			自 令和2年度 至 令和7年度	318,208				318,208

令和 2 年度盛岡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 2 年度盛岡市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 令和 2 年度盛岡市下水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設管理課建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担（令和 2 年度分）	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	2,860 千円

令和 2 年 12 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

債務負担行為に関する調書（補正第1号）

（単位 千円）

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国 庫 補助金	損益勘定 留保資金	その他
1 下水道施設管理課建物清掃業務 に必要とする経費についての債 務負担 （令和2年度分）	2,860			自 令和2年度 至 令和3年度	2,860				2,860

令和 2 年度盛岡市病院事業会計補正予算（第 4 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度盛岡市病院事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
盛岡市立病院建物清掃業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	41,540 千円
盛岡市立病院警備業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	12,131 千円
盛岡市立病院中央監視及びボイラー運転業務に必要とする経費についての債務負担 (令和 2 年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	50,040 千円

令和 2 年 12 月 3 日提出

盛 岡 市 長 谷 藤 裕 明

債務負担行為に関する調書（補正第4号）

（単位 千円）

事 項	限度額	前年度未までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	国 庫 補助金	損益勘定 留保資金	その他
盛岡市立病院建物清掃業務に 1 必要とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	41,540			自 令和2年度 至 令和3年度	41,540				41,540
盛岡市立病院警備業務に必要 2 とする経費についての債務負担 (令和2年度分)	12,131			自 令和2年度 至 令和3年度	12,131				12,131
盛岡市立病院中央監視及びボ 3 イラー運転業務に必要とする 経費についての債務負担 (令和2年度分)	50,040			自 令和2年度 至 令和3年度	50,040				50,040

議案第130号

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

盛岡市道路占用料徴収条例（昭和30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「440」を「510」に、「680」を「790」に、「920」を「1,100」に、「400」を「

460」に、

630
870

を

730
1,000

に、「40」を「46」に、

4
2

を

5
3

に、「390」を「450」に、「240」を「270」に、「

790」を「910」に、

330
1,700

を

380
1,900

に、「17」を「19」に、

「24」を「27」に、「36」を「41」に、「47」を「55」に、「71」を「82」に、「95」を「110」

に、「170」を「190」に、「470」を「550」に、

870
520

を

930
560

に、

1,700
630

を

1,900
730

に、

1,700
870

を

1,900
930

に、「79」を「91」に、「0.017」を「0.016」に、「0.024」を「0.023」

に、「0.034」を「0.033」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

国の例に準じ、道路の占用料の額を改定しようとするものである。

議案第 131 号

盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例等の一部を改正する条例について
盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 12 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例等の一部を改正する条例

(盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例（昭和 25 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「当該年の前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改める。

(盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 2 条 盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 49 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「当該年の前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改める。

(盛岡市介護保険条例の一部改正)

第 3 条 盛岡市介護保険条例（平成 12 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「当該年の前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改める。

(盛岡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 4 条 盛岡市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「当該年の前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の盛岡市市税外歳入督促手数料等徴収条例附則第5項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第7項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の盛岡市介護保険条例附則第6条の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の盛岡市後期高齢者医療に関する条例附則第3項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

市税に係る延滞金の例に準じ、分担金、使用料、手数料等の市税外歳入、下水道事業に係る受益者負担金並びに介護保険及び後期高齢者医療の保険料に係る延滞金の特例措置の基準に係る割合を改めようとするものである。

議案第 132 号

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について

盛岡市屋外広告物条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 12 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例

盛岡市屋外広告物条例（平成 19 年条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

目次中「を管理する者」を「の管理」に、「第 27 条」を「第 26 条の 2」に改める。

第 4 章の章名中「を管理する者」を「の管理」に改める。

第 4 章中第 27 条の前に次の 2 条を加える。

（管理義務）

第 26 条の 2 広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、広告物等の補修その他必要な管理を怠らないようにし、当該広告物等を良好な状態に維持しなければならない。

（点検）

第 26 条の 3 広告物等の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する広告物等について、規則で定めるところにより、当該広告物等の劣化及び損傷の状況の点検をしなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士その他広告物等の点検に関し必要な知識を有する者として規則で定める者に点検をさせなければならない。

2 広告物等の所有者又は占有者は、第 4 条第 3 項、第 5 条第 1 項若しくは第 7 条第 1 項の規定による許可又は第 8 条第 3 項の規定による許可の期間の更新の申請をする場合は、前項の点検の結果を市長に報告しなければならない。

第 27 条第 1 項ただし書を削り、同条第 2 項中「（昭和 25 年法律第 202 号）」を削る。

附 則

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日から起算して 3 年を経過する日までの間における改正後の盛岡市屋外広告物条例第 26 条の 3 第 1 項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「規則で定める者」とあるのは、「規則で定める者又は次条第 1 項の管理する者」とする。

提案理由

広告物等の管理及び点検をしなければならない者を定めるとともに、管理する者を置かなければならない広告物等の範囲を改めようとするものである。

議案第 133 号

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例及び盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例及び盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 12 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例及び盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

(盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成 24 年条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「又は看護師」を「，看護師又は准看護師」に改める。

(盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成 26 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条第 3 項及び第 32 条第 3 項中「又は看護師」を「，看護師又は准看護師」に改める。

第 38 条第 4 号中「従事する場合」の次に「，保護者が疾病，疲労その他の身体上若しくは精神上的の理由又は環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第 45 条第 3 項及び第 48 条第 3 項中「又は看護師」を「，看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

保育所等の職員の配置に関する基準を改めるほか，必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第134号

盛岡市球技場条例の一部を改正する条例について

盛岡市球技場条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市球技場条例の一部を改正する条例

盛岡市球技場条例（平成11年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条の表グラウンドの項中「午後5時」の次に「（夜間使用に係る第5条第1項の許可を受けた場合にあっては、午後9時）」を加え、同表会議室及びウォーミングアップ室の項中「午後5時」の次に「（夜間使用と併せて使用する場合にあっては、午後9時）」を加え、同表に備考として次のように加える。

備考 「夜間使用」とは、午後5時以後におけるグラウンドの使用をいう。

別表第3号の表を次のように改める。

ア 放送設備一式 1日につき 1,000円

イ 移動式電光得点板 1日につき 1,000円

ウ 照明設備

区分		金額
料金を徴収しない場合（1面につき1時間までごとに）	1,500ルクスの照度で点灯する場合	20,000円
	500ルクスの照度で点灯する場合	10,000円
	200ルクスの照度で点灯する場合	7,000円
	100ルクスの照度で点灯する場合	1,500円
料金を徴収する場合（1面につき1時間までごとに）	1,500ルクスの照度で点灯する場合	80,000円
	500ルクスの照度で点灯する場合	40,000円
	200ルクスの照度で点灯する場合	28,000円
	100ルクスの照度で点灯する場合	6,000円

備考

- 1 「料金を徴収する場合」とは、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 グラウンド1面の2分の1を点灯する場合の使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

盛岡南公園球技場の使用時間を改めるとともに、照明設備を使用する場合に使用料を徴収しようとするものである。

議案第 135 号

盛岡市市営住宅等の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和 2 年 12 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

盛岡市市営住宅及び共同施設，盛岡市改良住宅及び地区施設並びに盛岡市コミュニティ住宅及び関連施設

2 指定管理者の所在地及び名称

(1) 所在地 盛岡市南大通二丁目 8 番 1 号

(2) 名 称 株式会社寿広

3 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 136 号

石川啄木記念館の管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和 2 年 12 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 石川啄木記念館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市盛岡駅西通二丁目 9 番 1 号
 - (2) 名 称 公益財団法人盛岡市文化振興事業団
- 3 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 137 号

民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について

次のとおり民事調停を申し立てるものとし、調停が不成立等の場合においては訴えを提起するものとする。

令和 2 年 12 月 3 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 相手方

住所

氏名

2 調停申立ての趣旨

に対し、に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払を求めるものである。

3 調停申立ての理由

相手方は、市営住宅等の家賃を長期にわたり滞納し、支払の督促に応じないものである。

4 調停不成立等の場合の方針

この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は、滞納家賃及びこれに係る督促手数料並びに盛岡市市営住宅条例（平成 9 年条例第 32 号）第 43 条第 3 項の規定により支払うべき金銭の支払の請求並びに市営住宅等の明渡しに係る訴えを提起するものとする。

提案理由

市営住宅等に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払について民事調停を申し立て、及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第138号

盛岡バスセンター整備事業の施工に関する実施協定の締結について

盛岡バスセンター整備事業について、次により施工に関する実施協定を締結するものとする。

令和2年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 事業の名称 盛岡バスセンター整備事業

2 協定の金額 金 473,352,200円也

3 協定の相手方

(1) 株式会社盛岡地域交流センター 代表取締役社長 谷 藤 裕 明

(2) 盛岡ローカルハブ株式会社 代表取締役社長 XXXXXXXXXX

4 事業の場所 盛岡市中ノ橋通一丁目9地内外

5 事業の期間 施工に関する実施協定締結の日から令和4年3月31日まで

6 事業の概要

盛岡バスセンターの公共施設（バスターミナル、大屋根及び屋上広場）の工事監理業務，公共施設の建設業務

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

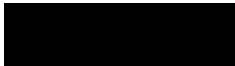
議案第 139 号

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の締結について

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業について、次のとおり事業契約を締結するものとする。

令和 2 年 12 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 事業の名称 (仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業
- 2 契約の金額 金 8,521,352,900 円也
- 3 契約の相手方 株式会社盛岡スクールランチパートナーズ 代表取締役 
- 4 事業の場所 盛岡市向中野字幅地内
- 5 事業の期間 契約締結日の翌日から令和 20 年 3 月 31 日まで
- 6 事業の概要

(1) 施設整備業務

(仮称) 盛岡学校給食センター及び学校配膳室の設計業務, 建設業務, 工事監理業務, 各種物品管理業務及び開業準備業務

(2) 維持管理・運営業務

(仮称) 盛岡学校給食センターの維持管理業務及び運営業務

提案理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 12 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第140号

議決の変更について

令和元年6月28日議会の議決を得た議案第80号道明地区新産業等用地（第一事業区）基盤整備工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和2年12月3日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

契約金額「568,260,000円」を「622,454,800円」に改める。

提案理由

道明地区新産業等用地（第一事業区）基盤整備工事の一部設計変更に伴い契約を変更するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 141 号

市道の路線の認定，廃止及び変更について

市道の路線を次のとおり認定，廃止及び変更するものとする。

令和 2 年 12 月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路線名	起点	終点
A b 790	三ツ割83号線	三ツ割四丁目39番21地先	三ツ割四丁目45番18地先
A b 791	三ツ割四丁目自転車歩行者専用道 1 号線	三ツ割四丁目39番 3 地先	三ツ割四丁目53番 1 地先
C a 862	向中野 275号線	向中野字東道明67番 6 地先	向中野字東道明67番10地先
C a 863	向中野 276号線	向中野字東道明51番28地先	向中野字東道明51番23地先
C a 864	向中野 277号線	向中野字鶴子 1 番10地先	向中野字鶴子 1 番 9 地先
C a 865	向中野 278号線	向中野字幅 143番 1 地先	向中野字幅 210番 9 地先
C a 866	向中野 279号線	向中野字幅 210番20地先	向中野字幅 143番15地先
C a 867	向中野 280号線	向中野字幅 210番 8 地先	向中野字幅 143番17地先
C a 868	向中野 281号線	向中野字幅 210番12地先	向中野字幅 175番31地先
C a 869	向中野歩行者専用道23号線	向中野字幅 143番12地先	向中野字幅 143番14地先
C a 870	南仙北二丁目41号線	南仙北二丁目 113番11地先	南仙北二丁目 113番17地先
C c 540	下太田 235号線	下太田下川原 163番36地先	中太田新田25番 570地先
都 4219	古屋12号線	三本柳 4 地割19番11地先	三本柳 4 地割19番 6 地先
玉 18	上米内芋田線	上米内字白石88番27地先	芋田字芋田 4 番 2 地先
玉 19	山屋馬場 3 号線	玉山馬場字赤坂11番 1 地先	玉山馬場字状小屋55番 4 地先
玉 623	横道沢 1 号線	日戸字七手役 2 番12地先	日戸字新田97番 3 地先
玉 624	横道沢 2 号線	日戸字新田29番 1 地先	日戸字新田27番 1 地先

玉 625	姥懐 1 号線	日戸字姥懐13番35地先	日戸字新田13番 144地先
玉 626	弓打沢 1 号線	日戸字森子23番 8 地先	日戸字姥懐 3 番 4 地先
玉 627	城内山谷川目 1 号線	玉山字糠森 1 番 3 地先	玉山字山谷 9 番 7 地先
玉 628	箸の木平 1 号線	玉山字時館 1 番60地先	玉山字小田沢96番 2 地先
玉 629	箸の木平 2 号線	玉山字小田沢 140番 3 地先	玉山字小田沢 188番地先
玉 630	城内枝線	玉山字大二子 105番 2 地先	玉山字大二子 182番 3 地先
玉 631	沢目開拓枝 1 号線	渋民字田の沢33番 307地先	渋民字田の沢33番 308地先
玉 632	沢目開拓 1 号線	渋民字田の沢33番 333地先	渋民字田の沢33番 366地先

2 路線の廃止

整理番号	路線名	起点	終点
玉 322	芋田線	芋田字芋田10番 1 地先	馬場字赤坂 2 番11地先

3 路線の変更

整理番号	路線名	起点		終点	
A e 255	上米内44号線	上米内字明道地内地先		新	上米内字白石88番 188 地先
				旧	上米内字小浜地内地先
C a 274	向中野19号線	新	向中野字幅 35 番 3 地先	向中野字幅 165番 1 地先	
		旧	向中野字幅 38 番 2 地先		
C a 277	向中野22号線	新	向中野字幅 200 番 2 地先	向中野字幅 202番地先	
		旧	向中野字幅 237 番地先		
都 557	屋敷田線	津志田 5 地割18番 3 地先		新	津志田 6 地割 1 番 1 地先
				旧	津志田 6 地割15番地先

玉 15	山屋馬場線	渋民字鶴飼 150番 1 地先	新	渋民字田の沢11番27地先
			旧	馬場字状小屋53番 1 地先
玉 109	城内線	玉山字館38番 1 地先	新	玉山字大二子 113番地先
			旧	玉山字小田の沢33番 1 地先
玉 307	横道沢線	川又字登25番地先	新	川又字登37番 3 地先
			旧	日戸字七手役65番地先
玉 308	姥懐線	日戸字古屋敷73番16地先	新	日戸字七手役18番 6 地先
			旧	日戸字姥懐36番25地先
玉 309	中日戸線	日戸字道合72番地先	新	日戸字日影33番27地先
			旧	日戸字間洞18番地先
玉 312	城内山谷川目線	玉山字城内53番地先	新	玉山字小田沢64番12地先
			旧	玉山字山谷60番 9 地先
玉 319	沢目姫神開拓線	渋民字寺の沢 8 番 1 地先	新	渋民字寺沢 1 番46地先
			旧	渋民字田の沢33番15地先
玉 320	沢目開拓線	渋民字田の沢 1 番 1 地先	新	渋民字田の沢33番 269 地先
			旧	玉山字小田の沢 5 番地先
玉 347	山谷川目牧野線	新 玉山字大平33番 5 地先	玉山字大平18番 3 地先	
		旧 玉山字大平52番 4 地先		
玉 361	弓打沢線	日戸字日影17番地先	新	日戸字森子46番 7 地先
			旧	日戸字姥懐28番 4 地先

玉 362	箸の木平線	玉山字館32番 3 地先	新	玉山字時館31番 1 地先
			旧	玉山字小田の沢 145番 1 地先

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項及び第10条第 3 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 142 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年12月 3 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年10月27日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第17条中「給料」を「給与額」に改める。

（盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 2 条 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第23条中「給料」を「給与額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。